

### 「みんなで空き家対策を考えよう」事業 相続相談会を開催します!

上京区では、空き家にならないための予防と空き家活用の推進を行っています。空き家の予防や活用を行うためには、適正な遺産相続を行うことが大切です。この度、司法書士をお招きして、相続相談会を開催します。家族の皆様が集うお盆の時期となります。相続について気がかりな方、そろそろ遺産相続について考えておきたい方、ぜひこの機会に専門家へ相談してください。

#### 上京区相続相談会

日時 8月15日(月) 13:30～16:30  
8月16日(火) 13:30～16:30

場所 区総合庁舎1階  
まちづくり推進担当相談室

※相談無料 各日先着6名(1名につき30分)  
☎=地域力推進室(振興担当) (☎441-5040)



### 国民年金からのお知らせ

#### 障害基礎年金の所得状況届等をご提出ください

国民年金の障害基礎年金を受給されている方は、日本年金機構から既にお送りしている「所得状況届」等を7月末日までに保険年金課へ提出してください。(28年1月2日以降に京都市外から転入された方は、前住所地の所得証明書の番号) 書が必要ですが、所得状況届等の提出がないと、年金の支払いが差し止められる場合がありますのでご注意ください。

① 7月～平成29年3月が普通徴収(納付書による金融機関での納付又は口座振替) ② 7～9月は普通徴収、10月以降特別徴収 ③ 4月、6月、8月は特別徴収、10月以降普通徴収

7月中に新しい減額認定証が届かない場合は、保険年金課にお問い合わせください。 ① 国民年金課保険給付・年金担当 (☎441・5138、1階⑦番窓口)

### 国民健康保険からのお知らせ

#### 新しい高齢受給者証をお送りします

京都市国保に加入している70～74歳(昭和16年8月2日～昭和21年7月1日生まれ)の方に、新しい高齢受給者証を郵送により7月中にお届けします。

新しい高齢受給者証を受け取られたら、記載内容をお確かめのうえ、8月1日からお使いください。

また、古い高齢受給者証は7月31日で有効期限が切れるため、8月1日以降は使用できません。保険年金課へ返却

#### 高齢受給者証の負担割合が3割の方へ

3割負担の高齢受給者証をお持ちの方で、27年中の世帯収入合計額が次の条件のいずれかにあてはまる場合、申請により負担割合が1割又は2割になります。申請が認定された場合、申請月の翌月から適用されます。

① 国民年金課資格担当 (☎441・5130、1階⑤番窓口)

条件1	70歳～74歳の国保加入者の人数	70歳～74歳の国保加入者の収入合計額
	1人(本人のみ)	383万円未満
	2人以上	520万円未満
条件2	70～74歳の国保加入者と国保から後期高齢者医療制度に移った方の収入合計額 520万円未満	

### 後期高齢者医療からのお知らせ

#### 今月中旬に後期高齢者医療保険料のお知らせをお送りします

平成28年度の後期高齢者医療保険料が、正式に決まりましたので、7月中旬に後期高齢者医療保険料のお知らせをお送りします。

#### 4月から特別徴収(年金からの引落とし)されている方

平成28年度の正式な保険料額と、10月、12月、平成29年2月に特別徴収する保険料額をお知らせします。

#### 1以外の方(7月以降に保険料を納付いただく方)

平成28年度の保険料額と、保険料の納付方法についてお知らせ(※)します。

※1 お知らせは、次の①～③のいずれかの内容です。

7月中に新しい減額認定証が届かない場合は、保険年金課にお問い合わせください。 ① 国民年金課保険給付・年金担当 (☎441・5138、1階⑦番窓口)

#### 限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

今年度から、次の要件(※)に該当される方には、申請をしていただくなくても7月下旬に新しい減額認定証を郵送します。

※2 保険証の負担割合が「1割」で世帯全員が住民税非課税の場合

なお、長期入院該当者や世帯に所得不明者がおられる方は、従来通り申請が必要となります。

有効期限が平成28年7月31日の減額認定証は8月1日以降使用できなくなります。

7月中に新しい減額認定証が届かない場合は、保険年金課にお問い合わせください。



土木事務所では、台風や近年多発している集中豪雨などによる災害に備え、土のうの備蓄やパトロールを実施するとともに、気象警報発令時には、24時間体制で警戒を行い、公共土木施設の被害箇所の把握と応急復旧対応を行っています。



倒木の様子

### こんにちは 北部土木事務所です 「災害に備えて」

土木事務所では、台風や近年多発している集中豪雨などによる災害に備え、土のうの備蓄やパトロールを実施するとともに、気象警報発令時には、24時間体制で警戒を行い、公共土木施設の被害箇所の把握と応急復旧対応を行っています。

倒木や土砂流出、路肩崩壊など、危険な箇所を発見された場合は速やかに北部土木事務所までご連絡いただくよう、市民の皆さまのご協力をお願いします。

① 北部土木事務所 (☎492・311)

### 平成28年度 介護保険料通知書を送付します

平成28年度介護保険料の確定額の通知書を7月下旬までに送付します。

対象 京都市介護保険の第1号被保険者(65歳以上)の方

#### 保険料のお支払い方法

- 京都市にお住まいで、年額18万円以上の老齢・退職・障害・遺族年金を受給しておられる方は、年金からの引落とし(特別徴収)になります。(年度途中で、65歳になられた方、本市に転入された方などを除く。)
  - 上記以外の方は、通知書につづられている納付書にてお納めください。(既に口座振替を利用されている方は、通知書のみで納付書は添付されていません。)
- ※便利な口座振替による納付もできます。ご希望の方は、預貯金口座をお持ちの金融機関又はゆうちょ銀行(郵便局)にお申し込みください。

☎=福祉介護課介護保険担当 (☎441-5106、2階⑦番窓口)

### 福祉医療費受給者証(子ども医療を除く)の更新のご案内

前年の所得等をもとに8月からの受給資格の判定を行い、受給資格のある方には7月末に新しい受給者証を、資格喪失の方には資格喪失通知書を送付します。(判定に所得証明等の書類の提出が必要な場合があります。ひとり親家庭等医療は更新申請(現況届)の提出が必要です。)

更新の際に所得超過等の理由により資格喪失となった方でも、所得の修正や世帯構成に変更があった場合、対象となることがありますので、その場合は再度申請してください。



更新の際に所得超過等の理由により資格喪失となった方でも、所得の修正や世帯構成に変更があった場合、対象となることがありますので、その場合は再度申請してください。

更新の際に所得超過等の理由により資格喪失となった方でも、所得の修正や世帯構成に変更があった場合、対象となることがありますので、その場合は再度申請してください。

### ここはどこ? 第244回



ヒント ここは狛犬ではありません。

正解者の中から、抽選で3名の方に記念品を差し上げます。はがきに、答えと住所・氏名・年齢・本紙への感想等(感想は紙面で掲載の場合あり)をご記入のうえ、〒602-8511 上京区役所「かみぎょう」係まで。締切りは7月31日(消印有効)。



前回の正解は出町榊形商店街の石だたみです。

多数のご応募ありがとうございました。河原町今出川周辺は出町榊形と呼ばれて商店街を構成しています。ここは若狭からの街道の終着点で、この道は鯖が運ばれていたために鯖街道と呼ばれました。今も昔も物の集散地であり、子どもたちが描いた絵が石だたみにデザインされています。アーケードの下の路面を見ながら歩くのも一興でしょう。(い)